

政令番号339 N-ビニル-2-ピロリドン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成29年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県						5.5E+2	550.0	550.0
7	福島県								
8	茨城県						5.2E+1	52.0	52.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	5.0E+0			5.0		4.5E+1	45.0	50.0
12	千葉県						2.8E+2	280.0	280.0
13	東京都								
14	神奈川県						4.4E+2	440.0	440.0
15	新潟県	1.9E+0			1.9				1.9
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県						9.0E+1	90.0	90.0
24	三重県								
25	滋賀県						5.9E+1	59.0	59.0
26	京都府						1.0E-1	0.1	0.1
27	大阪府								
28	兵庫県	1.0E-1			0.1		7.6E+0	7.6	7.7
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						2.8E+1	28.0	28.0
34	広島県						2.0E+1	20.0	20.0
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県						3.0E+0	3.0	3.0
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		7.0E+0			7.0		1.6E+3	1,574.7	1,581.7

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。